

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により
通告します。

平成 28 年 8 月 24 日

議席番号 21 番

東村山市議会議長

質問者 駒崎 高行

番号	質問の項目と要旨
	<p>1. 台風 9 号の教訓を問う — 緊急用土のうステーションの設置を</p> <p>先日の台風 9 号は大きな被害を出し、市内でも鉄道が不通となり、また家屋の床上、床下浸水の被害があった。何より河川増水や道路冠水の状況が市民に大きな不安を与えた。個人的には災害への備えについては、市がもう一重深く考え細かく行っていく必要性を感じる。</p> <p>その細かい対応として予めから緊急用土のうステーションの設置を提案してきたが、その設置を強く求めるとともに、台風 9 号の市の対応において、市が全力で取り組み、また河川改修、河床掘り下げなどの水害への備えを進めてきたことを評価しつつ、教訓として今後[↑]に生かさなければならない点は何なのかを主眼として伺う。</p> <p>(1) 被害の状況を伺う。また、罹災証明の発行と廃棄する物を秋水園へ搬送している現状はいかがか。</p> <p>(2) 市の対応を概略伺う。</p> <p>(3) 情報の収集について</p> <p>(ア) 情報収集についての基本的な考え、消防、警察などとの連動の状況はどうだったか。</p> <p>(イ) 市民からの問い合わせや救援要請の件数、内容を伺う。また電話が繋がらない等の状況はなかったか。</p> <p>(ウ) 寄せられた情報を処理する上でオーバーフロー、混乱はなかったか。</p> <p>(エ) Twitter などでの位置情報付き画像、動画などの活用についての見解を求める。</p> <p>(4) 避難所開設についての経緯を特に伺う。自治体によっては前夜から職員を派遣して開けていた。市民の安全に対する保険としてより早い開設を求めるが如何か。</p> <p>(5) 1 か月間におよぶと言われている西武鉄道不通の状況に対して、市ができることは何か。例えば沿線に住む方には、東村山駅の西口ロータリーや道路用地に自転車、原付バイクを駐輪してもらうなど、即時対応が求められていると考えるが。</p> <p>(6) 土のう搬送した件数と個数はいくつか。全て応えられたか。</p> <p>(7) 土のう搬送に関する人的な負担は大きかったと思うが如何か。また現在のストックは充分か。</p>

一般質問通告書

No. 2

議席番号 21番 質問者 駒崎 高行

番号	質問の項目と要旨
	<p>(8) 過去に取り上げたが、緊急用土のうステーションは必要な市民が必要に応じて土のうを持っていくことができ、市は減った分を補充するもの。また土のうのストックが市内各所にあることで、市、消防団が搬送する効率も上がると考える。各種公園や小町市議が提案した現在不要となっているごみ収集場所への設置を強く求める。即時の対応としてブルーシートと看板だけで簡便なものは設置できると考える。見解を伺う。</p> <p>(9) また、土のうについては自主防災倉庫などにも多く備蓄できるのではと考えるがいかがか。</p> <p>(10) 今回の台風9号の対応について、教訓となった点と今後の取り組みについて市長に伺う。</p>
	<p>2. 都計道3・4・27の一部開通について</p> <p>早期開通が望まれる3・4・27であるが、築造が済んで信号設置もおこなわれている一部区間について、部分的にでも開通、供応開始を求める市民が多くいる。関係各所との調整など困難はあると思うが、開通をもとめて以下伺う。</p> <p>(1) 計画区間の北端、久米川町1丁目27番地のファミリーマートさん角から、久米川町1丁目25番地と久米川町2丁目42番地の境、久米川東小学校南東側周辺までの約200メートルについて、開通を求めるが如何か。</p> <p>(2) 逆に、計画区間の南端である久米川町2丁目24番地、スポーツセンター北東周辺について、短い区間ではあるが供応開始されているようである。この経緯とこの部分の安全についての見解を伺う。</p>
	<p>3. カーブミラー設置助成制度の創設を求めて</p> <p>予てから主張しているが、市道同士が交差する以外の交差点に対して安全対策を行なわないという市の姿勢には強い違和感を感じることを禁じ得ない。私道また都道であつても市民が通行する限りは、安全に対して市に一定の責任があると考え。もとより通行する市民はそこが市道かそうではないかなど意識しないしできない。</p> <p>また、過去には私道に関して市が設置したカーブミラーがあることも事実であり、私道に対する税金投入の不公平感をいうのであれば現状が一番悪い。市民の暮らしの安全を守るという考え方からみれば、私道の防犯街路灯設置補助と異ならず、差異があるとも思えない。カーブミラーをはじめとする交差点安全対策について、防犯街路灯設置補助と同様に、住民に一定の負担を求めつつ、私道、都道についても設置助成することを強く求めて以下伺う。</p>

一般質問通告書

№ 3

議席番号 21番 質問者 駒崎 高行

番号	質問の項目と要旨
	<p>(1) 過去の私道が関係するカーブミラー設置の状況と設置しなくなった経緯をわかる範囲で伺う。</p> <p>(2) 現状、私道と市道の交差点においておこなわれている安全対策を確認したい。これは市がおこなうものと、警察がおこなう一時停止などの規制、横断歩道の設置を含めて伺う。</p> <p>(3) 都道にカーブミラーを設置する場合、都は認可はするが設置自体はしないと思うが如何か。</p> <p>(4) 先に述べた税の不公平感について、例えば50%など一定の負担を求めることで、緩和されると考えるがいかがか。</p> <p>尚、これでも不公平と言うのであれば、負担率20%程度でおこなっている私道整備補助の制度、負担率は低いですが電気代までみている防犯街路灯への補助、更には防犯カメラ設置補助の制度はどう考えるのか、整合した見解を求めざるを得ない。</p> <p>(5) 過去の答弁で、多くの箇所に設置する事になるので財政負担が大きいというものがあったが、一定の負担を求めることと、その年の予算内で設置するという既存の各助成制度に倣えば運用は可能と考える。見解を伺う。</p> <p>(6) 私道と私道、私道と都道交差する交差点についての安全対策について見解をいただきたい。</p> <p>(7) 確かに、ある市民の自宅の車庫前にカーブミラーを設置することの是非や、交差点形状により、カーブミラーを市道に立てられず私道であれば立てられるというような場合の許可の問題など難しい部分もあると思う。そのような事をしっかり決めた上で、カーブミラーに対する助成制度の創設に向けて、市長の見解を求める。</p>